

1 趣旨

現行の「高知市人権施策推進基本計画」は、本年度が計画期間の最終年度であるため、現計画を見直し、新たに令和8年度からの5か年の次期基本計画を策定するもの。

2 現行の基本計画の概要

(1) 計画期間

令和3年度～令和7年度（5か年）

(2) 基本計画の構成

3つの「人権施策の基本的な方向」及び13の「人権課題ごとの取組方針」を示すとともに、それらに関連する取組を掲載している。

【人権施策の基本的な方向】

- 1 人権を尊重する市政運営
(安全・安心なくらしの確保)
- 2 人権教育・啓発の推進
(人権を学び、くらしに活かす)
- 3 相談・支援体制の充実
(一人ひとりの課題に寄り添う)

【13の人権課題】

- ・ 同和問題（部落差別）
- ・ 性的指向・性自認
- ・ 女性
- ・ 職場の人権
- ・ 子ども
- ・ 犯罪被害者等
- ・ 高齢者
- ・ インターネットによる人権侵害
- ・ 障がいのある人
- ・ 災害と人権
- ・ 外国人
- ・ さまざまな人権課題
- ・ 感染症患者等

3 次期「高知市人権施策推進基本方針」の方向性

(1) 人権を取り巻く状況の変化への考慮

国内や高知県、本市における人権課題に関わる状況変化を考慮する。

インターネットによる人権侵害 同和問題	令和7年4月「情報流通プラットフォーム対処法」の施行によるネットリテラシーの周知・啓発
女性	令和6年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行による支援体制の検討
子ども	令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づいた本市における計画策定の検討
高齢者	令和6年3月「高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定 令和7年4月「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画」の策定 これらに基づき高齢者が抱える複合的な問題への支援
障がいのある人	令和6年4月「障害者差別解消法」の改正施行による合理的配慮の提供における事象者等の対応への取組
感染症患者等	令和3年4月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正施行により感染症患者等への偏見や差別の防止に係る取組
性的指向・性自認	令和5年6月「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行により、多様な性のあり方に関する理解の増進
職場における人権	令和2年『ビジネスと人権』に関する行動計画の策定等における企業の人権尊重の責任に応じた取組支援
外国人	外国人材の受け入れや定着促進にかかる多文化共生への取組
犯罪被害者等	「犯罪被害者等基本法」に基づく本市における特化条例の制定を検討中
災害と人権	「災害と人権」に対する関心の高まりによる被災者自身や避難所での支援
さまざまな人権 (刑を終えて出所した人)	「高知市再犯防止推進計画」に基づいた再犯防止の取組

(2) 令和6年度「人権に関する市民の意識調査」の結果の反映

人権に関する意識 及び人権侵害の状況	令和2年と令和6年との比較で、「人権が尊重されているまちだと思う人の割合」や「人権意識が高くなっていると感じている人の割合」は微減している。一方で「人権が侵害された、あるいはそう感じたことがある人の割合」も微減している。	計画期間内に、人権意識の高まりは見られない状況である。実際の人権侵害が増加している状況ではないものの、人権意識を高め、人権を擁護するための取組の強化が重要であると考えられる。
人権が尊重される社会を実現するために、今後必要だと思うもの	「学校での人権教育」が重要と思う人が最も多い。また、「学校での人権教育」は、人権意識の醸成に強い影響を与えているという結果となっている。	学校での取組はもとより、若年層への働きかけが重要であると考えられる。

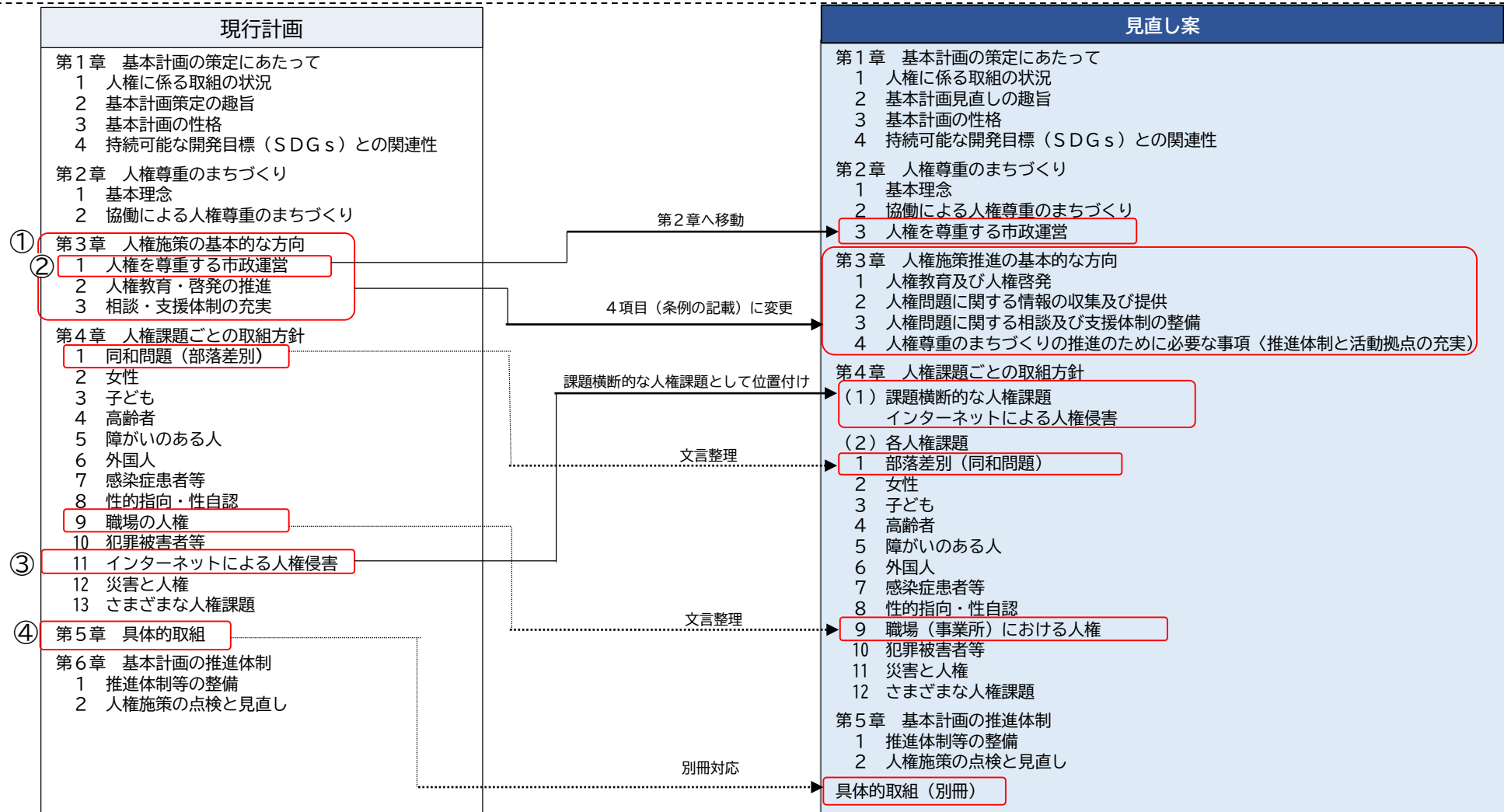
(3) その他、計画体系の見直し等

計画の体系についても、「インターネットによる人権侵害」を課題横断的な人権課題として位置付けを整理する等の見直しを行う。

高知市人権施策推進基本計画の見直し(案)について

1 全体構成の見直し

- ① 現行計画第3章「人権施策の基本的な方向」は、見直し案では4項目に分類。（「高知市人権尊重のまちづくり条例」（以下、「条例」という。）第7条第2項（基本計画に定める事項）基本計画に定める事項として4項目が示されていることから、これに即したものと明確化を図るもの）
- ② 現行計画第3章-1「人権を尊重する市政運営」は、人権尊重のまちづくりに向けた重要な事項であることから、記載内容を精査し、見直し案では第2章-3へと移行。
- ③ 現行計画第4章-11「インターネットによる人権侵害」は、課題横断的な人権課題であり、各人権課題の前段へと位置付けを整理。
- ④ 現行計画第5章「具体的取組」は、機動性と柔軟性を重視し、別冊対応へと変更。



高知市人権施策推進基本計画の見直し(案)について

2 「人権を尊重する市政運営」の位置付けの見直し（現行計画第3章-1から、見直し案第2章-3への移行）

- ① 現行計画第3章-1「人権を尊重する市政運営」については、人権尊重のまちづくりに向けた重要事項であることから、記載内容を精査し、見直し案第2章-3へと移行。
- ② 施策に関わることは見直し案第3章へ移行

現行計画 第3章

1 人権を尊重する市政運営（安全・安心なくらしの確保）

市民一人ひとりが、お互いに認め合い尊重し合うためには、社会生活が安全で安心で
きるものでなくてはなりません。

本市では、人権尊重のまちづくりに向け、市民の基本的人権の尊重を第一義とし、家
庭や学校、職場、地域において、一人ひとりの市民が安心して暮らしていくための取組
を進めます。

行政運営のあらゆる場面において人権尊重の視点をもって施策を立案・実施すること
とし、市長を本部長とする「高知市人権施策推進本部」の下で、全部局横断的に総合的
かつ積極的な人権施策を推進します。

〈施策の方向性〉

ア 人権尊重の理念に基づく行政運営

- ・ すべての施策は人権に関わるものであることを認識し、人権尊重の視点に
立った行政運営に努めます。
- ・ 人権に係る複合的な課題に対し、関係部署が連携し全庁的に取り組みます。
- ・ 高知市個人情報保護条例に基づき、個人情報の収集・保管・利用を適切に行
い、プライバシーの保護に努めます。

イ 職員等の人権意識の高揚

- ・ 職員一人ひとりが人権行政の推進者であることの自覚をもち、人権課題に関
する学習とその解決に取り組みます。
- ・ 行政運営全般において人権への配慮が必要であることから、職員はもとより、
市の外郭団体や指定管理者等の職員・従事者の人権意識を高めるための取組
を推進していきます。

ウ 人権に関する情報の収集・提供

- ・ 人権課題に関する情報の集積・発信を積極的に進めます。

エ 人権に関わる活動の拠点づくり

- ・ 市民会館をはじめ、児童館、ふれあいセンター、公民館等、地域コミュニ
ティの形成や地域共生に向けた活動等の拠点となる施設の整備とその機能の
充実を図ります。

見直し案
第2章へ
移行

①

見直し案 第2章

3 人権を尊重する市政運営

本市では、人権尊重のまちづくりに向け、市民の基本的人権の尊重を第一義とし、
家庭や学校、職場、地域において、一人ひとりの市民が安心して暮らしていくため
の、「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(1) 人権尊重の理念に基づく行政運営

行政運営のあらゆる場面において、すべての施策は人権に関わるものであるとい
う認識のもと、職員一人ひとりが人権行政の推進者であることの自覚をもち、人権
尊重の視点をもって施策を立案・実施することとし、市長を本部長とする「高知市
人権施策推進本部」の下で、全部局横断的に総合的かつ積極的な人権施策を推進す
るとともに、人権に係る複合的な課題に対しても、関係部局が連携し包括的に取り
組めます。

(2) 連携・協働による人権施策の推進

行政運営全般において人権への配慮が必要であることから、職員はもとより、市
の外郭団体や指定管理者等の職員・従事者の人権意識を高めるための取組を推進し
ていきます。

また、市民や事業者に対しても、差別を解消するための人権教育及び人権啓発、
人権に関する情報の収集や提供を行うとともに、人権課題や差別に関する相談や支
援体制の充実に取り組んでいきます。

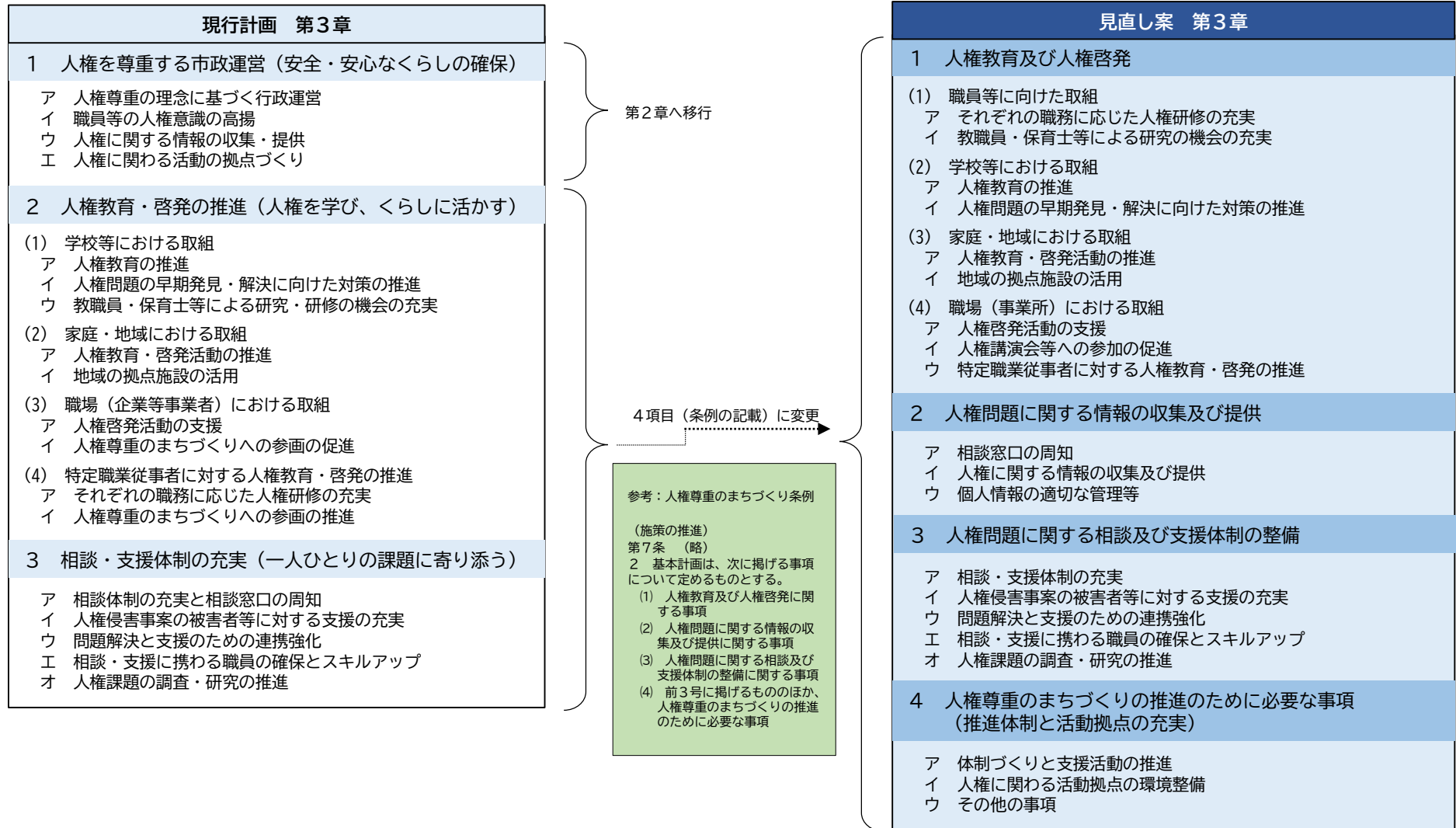
②

施策に関わる部分は見直し案第3章へ移行

高知市人権施策推進基本計画の見直し(案)について

3 人権施策として掲げる事項の明確化（見直し案第3章「人権施策の基本的な方向」の各項目の記載の変更）

条例第7条第2項において、基本計画に定める事項として4項目が示されていることから、これに即したものと明確化を図るため、見直し案第3章「人権施策の基本的な方向」の各項目を当該4項目の記載に変更



高知市人権施策推進基本計画の見直し(案)について

4 各人権課題における主な見直し事項

人権課題	主な見直し事項	見直し理由
インターネットによる人権侵害	見直し ①課題横断的な人権課題として位置付け 追加 ②発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除依頼等に関する情報提供及び相談窓口の周知	・インターネットによる誹謗中傷等の権利侵害は、各人権課題に関わる事項と考えられるため。 ・情プラ法の施行に伴い、当該法律や制度の周知、また人権侵害の被害に遭った時の対処法や相談窓口の周知を推進していく必要があるため。
部落差別(同和問題)	見直し ③情報リテラシーやネットリテラシー教育のための職員研修の実施 見直し ④法務局や県と連携したインターネット・モニタリングの実施	・情プラ法の施行を踏まえて、ネット上の違法・権利侵害情報に対して市職員の適切な対応を図っていく必要があるため。 ・モニタリング活動を実施する上で、法務局や県と連携を進め、効率的な実施を図るため。
女性	追加 ⑤女性相談支援員の配置の検討	・DV被害をはじめとする女性が抱えるさまざまな困難に対し、適切な支援と関係機関との一層の連携を図ることを目的とした、女性相談支援員の配置を検討するため。
子ども	追加 ⑥虐待リスク等の高まり防止のための家事・子育て等の支援	・家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、虐待リスク等を未然に防ぐための相談や支援の取組が必要であるため。
高齢者	追加 ⑦認知症等に関する正しい知識と支援に関する情報の周知強化	・認知症の正しい理解と普及啓発に向け、認知症カフェやSNS等で広く周知を図っており、計画へ明記するもの。
障がいのある人	見直し ⑧障がいや障がいのある人に対する合理的配慮の提供等に関する教育・啓発活動の推進	・障害者差別解消法により義務化された、事業者による合理的配慮への教育・啓発活動を推進していく必要があるため。
外国人	追加 ⑨多文化共生の視点からの施策の研究・検討	・外国人労働者の受け入れが促進され、外国人人口が増加する中、職場への定着の促進はもとより、外国人が生活者や地域住民として安心して生活するための施策が求められているため。
感染症患者等	見直し ⑩感染症患者等のプライバシーに配慮し、安心して受検できる体制の充実	・検査実施の目的について、感染症の拡大防止から受検する人の人権に関する配慮を意識した記載への変更
性的指向・性自認	追加 ⑪パートナーシップ制度の周知や性的マイノリティのニーズの把握	・法律婚の形をとれない人のための家族の証明であるファミリーシップ制度や、性的少数者の人が働きやすい職場の環境づくり等の取組を行っている企業を登録するLGBTQフレンドリー企業制度といった新たな動きが生じているため。
職場(事業所)における人権	追加 ⑫公共調達における人権擁護活動推進事業所等に対する優先調達	・事業活動を行う上での人権侵害リスクの軽減、多様な事業所の活躍促進、持続可能な社会の実現のため、公共調達において社会的な責任を果たす事業所への加点の取組があるため。
犯罪被害者等	追加 ⑬犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう庁内支援体制の整備 追加 ⑭犯罪被害者等の支援に関する理解促進のための職員研修の推進 追加 ⑮「総合的対応窓口」における専門の相談支援員の配置の検討	・(仮称)「高知市犯罪被害者等支援条例」の制定に向けた検討を進めており、関係機関との連携を図りながら、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、専門の相談支援員の配置検討を踏まえ、庁内の支援体制の整備を図っていく必要があるため。
災害と人権	追加 ⑯災害時における避難支援に関する情報提供等、避難行動要支援者への配慮	・避難行動要支援者の迅速な避難の支援、安否の確認等に必要個別避難計画の策定等の取組について、計画へ明記するもの。
さまざまな人権課題	見直し ⑰啓発に当たっての重要事項の記載への変更	・さまざまな人権課題に関しては、正しい理解と認識が社会全体に浸透していくよう啓発を推進するものであり、啓発に当たって重要な事項について記載するよう変更するもの。

高知市人権施策推進基本計画の見直し(案)について

5 基本計画の見直しスケジュール（案）

令和7年						令和8年							
7月		8月～ 9月	9月	10月	11月～12月		1月～ 2月	2月		3月	3月末 まで		
人権施策推進本部 幹事会・本部会		第1回 高知市人権尊重のまちづくり審議会 (意識調査報告・基本計画の見直しについて等)	登載事業照会・ヒアリング等	市議会 9月定例会 (意識調査報告・基本計画の見直しについて報告)	第2回 高知市人権尊重のまちづくり審議会 (基本計画案等)	人権施策推進本部 幹事会・本部会	第●回 高知市人権尊重のまちづくり審議会 (基本計画素案) ※必要に応じて	市議会 12月定例会 (基本計画案等 報告)	パブリックコメント	人権施策推進本部 幹事会・本部会	第●回 高知市人権尊重のまちづくり審議会 (基本計画成案報告)	市議会 3月定例会 (基本計画策定報告)	次期計画策定